

報告第31号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年11月28日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第27号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成30年10月17日

つくば市長 五十嵐立青

和解について

学校施設管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

平成30年6月13日 午後2時10分頃

2 事故発生の場所

つくば市竹園二丁目19番地14 つくば市立竹園西小学校

3 相手方

(1) 住所 つくば市

(2) 氏名

4 事故の概要

竹園西小学校のプール底面の修繕箇所に敷設したマットが水流により捲れ上がり、底面の修繕箇所が剥離し、その剥離部で怪我を負った。

5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金79,812円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。